

第4章 環境施策と市・市民・事業者の取組

ここでは、4つの環境分野を構成する環境要素について、現況と課題、そして環境意識調査に寄せられた市民の声を基に、今後の方向性と環境施策、市・市民・事業者の取組を示しました。

1 身近な自然の保全と活用



1.1 水辺を保全・利活用し、健やかな水辺環境を育みます

現況

- 霞ヶ浦・北浦は、広大で平坦な流域と首都圏に位置するという地理的条件に恵まれ、さまざまな産業活動を育んできました。特に本市は、霞ヶ浦と北浦に挟まれた地形であるため、市民の多くが霞ヶ浦・北浦を身近に感じています。
- 霞ヶ浦開発事業により、水生植物で形成された自然護岸は、コンクリート製や鋼矢板製の人工護岸に変わり、自然浄化が乏しくなったうえ、流域人口の増加、産業活動の活発化が重なり、水質が悪化し始めました。国の事業で行っている霞ヶ浦の前浜整備や北浦のヨシ再生、砂浜の整備は水質浄化や生物の生息場所を提供する役割を果たしています。
- 市内を流れ霞ヶ浦・北浦に流入する河川は16河川ありますが、河川敷はほとんどなく、コンクリート製護岸が多くみられます。沿岸の水田に利用される農業用の用水路は、そのほとんどがパイプライン化され、排水路はコンクリート製水路で土水路は一部のみです。水田からの落水は、排水路を通し揚水機場に集められ、反復水として利用しています。また、谷津田の上流部には、農業用ため池が126箇所あり、水鳥の餌場や休息地、トンボなど水生昆虫の生息場所となっています。
- 霞ヶ浦・北浦では、古くから漁業が盛んに行われてきましたが、シラウオやワカサギの漁獲量は昭和60年頃をピークに減少し、現在では、ワカサギの人工ふ化、ウナギの放流事業、コイの養殖が行われています。漁港と舟溜が合わせて52箇所ありますが、漁業者の減少により、あまり利用されていない舟溜もあります。
- 市内の水辺は、観光・レジャーとして、魚釣りやヨットなどの水上レジャー、湖岸サイクリングなどレクリエーションの場に利用されています。

課題

- 恵まれた水辺を市民の憩いの場として利活用していくことが必要です。
- 水辺地における動植物の生息・生育に配慮した整備や維持管理が必要です。
- 河川やため池、農業用排水路等についても動植物の生息・生育環境づくりが必要です。
- 水辺環境を利活用するため、北浦地域のイベントの活性化、未使用の舟溜の利活用の方法などを検討する必要があります。

市民の声

- ヨシ・マコモの群生地への復元に取り組んでほしい。
- 釣りを楽しめる場所の整備をしてほしい。
- 天王崎が昔のようなきれいな水になるとうれしい。
- 霞ヶ浦・北浦の堤防を人工のものではなく、自然の状態に再生していきたい。
- 北浦湖畔にも水生植物を増やす活動を進め、昔のような水辺にしたい。
- 水質浄化に努め、昔のような湖水浴場として観光名所にしたい。



今後の方向性

霞ヶ浦・北浦をはじめとする河川やため池などについて、多自然型の水辺の保全や水辺の利活用を推進し、健やかな水辺環境を育みます。

環境施策	市の取組
多自然型の水辺の保全	・河川や湖沼等水辺の整備や改修を行う際には、動植物の生息・生育空間に配慮した整備を推進します。
	・霞ヶ浦・北浦の再生のため、水生植物の維持管理する関係機関と協力していきます。
	・河川や湖沼、ため池、農業用排水路等における動植物の生育・生息環境づくりを推進します。
	・霞ヶ浦・北浦、河川等における保全活動を推進します。
水辺の利活用の推進	・水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備・適切な管理を図ります。
	・霞ヶ浦・北浦における、湖岸周辺の公園整備、舟溜の活用など市民の憩いの場としての水辺の利活用について検討します。
	・「天王崎観光交流センターコテラス」など市民が集う場所に、霞ヶ浦・北浦の現状と保全活動の紹介・提供をします。
	・流域市町村への行方市独自の取組をPRし、協力を呼びかけます。

市民の取組

〈多自然型の水辺の保全〉

- ・霞ヶ浦・北浦の再生のため、水生植物の維持管理活動に参加・協力します。
- ・河川や湖沼、ため池、農業用排水路等における動植物の生育・生息環境づくりに参加・協力します。
- ・霞ヶ浦・北浦の現状について理解し、保全活動に参加・協力します。

〈水辺の利活用の推進〉

- ・水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備等に協力します。
- ・霞ヶ浦・北浦の現状と保全活動について理解して行動します。

事業者の取組

〈多自然型の水辺の保全〉

- ・河川や湖沼等水辺の整備・改修を行う際には、動植物の生育・生息空間に配慮します。
- ・霞ヶ浦・北浦の再生のため、水生植物の維持管理活動に参加・協力します。
- ・河川や湖沼、ため池、農業用排水路等における動植物の生育・生息環境づくりに参加・協力します。
- ・霞ヶ浦・北浦の現状について理解し、保全活動に参加・協力します。

〈水辺の利活用の推進〉

- ・水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備等に協力します。
- ・霞ヶ浦・北浦の現状と保全活動について理解して行動します。

 コラム

生物多様性とは

生物多様性とは、それぞれの地域の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生き物たちが、お互いに関わり合いながら暮らしている状態を表す言葉です。地球上には、動植物や微生物など3,000万種を超えるといわれる多種多様な生物が、海洋や湖沼、森林などさまざまな環境で生息しています。

生物多様性は、持続可能な社会づくりに不可欠であり、現在の生物多様性の恵み（生態系サービス）を劣化させず、遺伝資源をはじめとする将来的な利用価値を失わないために、その保全と利用について、適切な対応を行う必要があります。

本市には、さまざまな生き物が生息しており、豊かな生態系を構築していますが、外来種の増加、生物の生息地の開発、気候変動等による生態系への影響が懸念されます。

1.2 森林・農地を保全し、豊かな緑と環境にやさしい農地づくりを目指します

現況

- 森林面積は市域の26.1%を占め、ほとんどが民有林で、所有者が管理を行っていますが、所有者の高齢化が進み、維持管理等に限界がきている状況です。
- 行方台地と谷津の間にみられる斜面林は、スタジイやタブノキなど常緑広葉樹の豊かな樹林帯となっていますが、里山としての利用がなくなり、手入れが行き届いていません。植林されたスギやヒノキの平地林についても、間伐などの管理がほとんどされずに荒廃しています。
- 市では、森林環境税及び森林環境譲与税を活用した、里山保全活動を市民と協働で実施しています。
- 山林における土採取事業に際しては、市の条例により緑の保護と緑化対策について規制しています。
- 市内には、わずかですが、森林の公益的機能を確保するための保安林があります。
- 本市は農業生産が盛んで、霞ヶ浦沿いの低地では稲作が、北浦沿いの低地ではレンコン及びせり、そして台地にはローム土壌の広大な畑が広がり、かんしょ(さつまいも)、エシャレット、いちごなど茨城県銘柄産地に指定されている8品目があります。
- 環境保全型農業を推進するエコファーマー157人、認定農業者345人が認定されています(令和2年度)。
- 市及び行方市農業委員会では、農地の環境保全対策として、耕作放棄地の解消に向けた取組を行っています。

課題

- 森林を守り育てるために、下刈りや植林等を行っていくことが必要です。
- 森林伐採を伴う事業を行う際は、関係法令等で緑の保護と緑化対策が必要です。
- 森林本来の多面的機能を維持するために、森林の公益的な役割について理解を深めることが必要です。
- 農地を保全するため、環境保全型農業の推進や農業後継者の育成並びに農業への理解を深めることが必要です。
- イノシシやアライグマなど鳥獣による農地及び農作物への被害を防止することが必要です。

市民の声

- 里山と農耕地の調和がすばらしい。
- 行方市の緑あふれる自然は残していきたい。
- クラインガルテン(日帰りや滞在型の市民農園)を作って市の環境を活かしてはどうか。
- 土採取・砂利採取を規制しないと山林はなくなってしまう。
- ハス田は、行方市の重要な農作物であるが、肥料の量や種類、水の再利用など、環境に配慮した栽培をお願いしたい。
- 荒れた耕作放棄地が竹林になってしまい、今後、農業後継者が減少することで、耕作放棄地が多くなると思う。このような土地の有効利用をお願いしたい。



今後の方向性

自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的機能を有する森林・農地とその空間の保全及び活用に取り組み、豊かな緑と環境にやさしい農地づくりを目指します。

環境施策	市の取組
森林とその空間の保全	・森林を守り育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。
	・森林環境税及び森林環境譲与税を活用し、森林整備を進めます。
	・土採取等、森林の伐採を伴う事業を行う際は、関係法令等に基づき緑の保護と緑化対策について指導します。
	・水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。
農地とその空間の保全	・耕作放棄地の解消に取り組むとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。
	・減農薬、減化学肥料等による環境保全型農業やエコファーマー認証登録を推進します。
	・農業後継者の確保と育成を推進します。
	・自然にやさしい農業の取組情報を収集し、市民や事業者公表していきます。
	・農地の空間保全のため、鳥獣害対策を推進します。
森林・農地の活用	・森林の公益的な役割に対する理解を深めるため、森林整備体験を推進します。
	・農村との交流を通じて農地の保全を考えるため、農業体験を推進します。
	・林業・農業体験を通じたグリーンツーリズムを推進し、訪問者が行方市の自然・文化に触れる機会を提供します。
	・耕作放棄地の有効活用を促進します。

市民の取組

〈森林とその空間の保全〉

- ・里山の保全・管理活動に参加・協力します。
- ・森林整備に参加・協力します。

〈農地とその空間の保全〉

- ・耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。
- ・減農薬や減化学肥料等による環境保全型農業を行います。
- ・農業後継者の育成に協力します。
- ・自然に優しい農業の取組情報を収集し、活用します。
- ・農地空間を保全するため、鳥獣害対策に協力します。

〈森林・農地の活用〉

- ・森林整備体験や農業体験に参加・協力します。
- ・訪問者に、行方市の自然・文化に触れ、楽しんでもらうため、グリーンツーリズムに協力します。

事業者の取組

〈森林とその空間の保全〉

- ・里山の保全・管理活動に参加・協力します。
- ・森林整備に参加・協力します。
- ・森林伐採を伴う事業を行う際は、関係法令等に基づき緑の保護と緑化対策を行います。

〈農地とその空間の保全〉

- ・耕作放棄地は有効活用を図り、適正に維持管理します。
- ・環境保全型農業に取り組み、エコファーマー認証登録を目指します。
- ・農業後継者の育成に協力します。
- ・自然に優しい農業の取組情報の収集・活用・提供に協力します。
- ・農地空間を保全するため、鳥獣害対策に協力します。

〈森林・農地の活用〉

- ・訪問者に、行方市の自然・文化に触れ、楽しんでもらうため、グリーンツーリズムに協力します。

1.3 生物多様性を保全し、自然の息吹を感じるまちを目指します

現況

- 植物では、茨城県版レッドデータブック(以下RDB)で絶滅危惧ⅠA類に指定されているデンジソウや、絶滅危惧ⅠB類のホトトギスなど貴重種が生育していますが、森林伐採や湿地の開発、植生の遷移の進行などにより生育地が減少しています。その他スタジイなどの常緑広葉樹を優占種とする森林が多いのも特徴です。
- 市内の各所に、環境保全地域に指定されている社寺林や天然記念物に指定されているイチウヤカヤなどの巨樹・巨木・樹叢じゅそうが数多くあります。
- 哺乳類では、茨城県RDBで情報不足・現状不明種に指定されているカヤネズミが生息しています。近年、イノシシやアライグマによる農作物への被害が拡大しています。茨城県では農作物への被害を軽減させるため、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町を「拡大防止地域4市町村」として指定し被害の防止を図っています。
- 鳥類では、絶滅危惧ⅠA類オオヨシゴイ、絶滅危惧Ⅱ類アマサギなどの貴重種が生息していますが、環境の悪化などにより個体数が減少しています。そのほか、鳥類が好む水辺や里山などの自然環境が豊富なことから、サギ類やカモ類、ヒタキ類、ウグイス、メジロなど多種生息しています。
- 魚類では、霞ヶ浦・北浦で、シラウオやワカサギ、コイなどに代表される多くの魚類の生息が確認されていますが、特定外来生物のブルーギルやオオクチバス、近年急増したアメリカナマズなどが、在来種を脅かしています。
- 爬虫類では、ニホンカナヘビ、ニホントカゲ、マムシなどが、両生類では、ツチガエル、情報不足・注目種指定されているトウキョウダルマガエルなどが生息しています。
- 昆虫類は、日本の国蝶で絶滅危惧Ⅱ類のオオムラサキや準絶滅危惧のマツムシ、ショウリヨウバツタモドキ、オオルリハママムシなどが生息しています。
- 市が行った動植物の生息・生育状況についての調査記録はありませんが、手賀ふれあいの森や環境保全地域の案内板などには、その地域でみられる動植物の情報を提供しています。
- 犬・猫の多頭飼育や野生化が発生し、近隣に対する危害や迷惑の防止を図るため、動物愛護及び普及啓発等の意識の高揚を図っています。

課題

- 森林の整備により多様な植物種の保全が必要です。
- 環境保全地域に指定されている社寺林や天然記念物の保全が必要です。
- イノシシやアライグマによる農作物への被害の防止と地域の生態系の保全のため、イノシシやアライグマ対策が必要です。
- 生態系を保全するため、外来種の種類や個体数の増加を防ぐことが必要です。
- 豊かな生態系を守っていくために、動植物の生息・生育状況を把握し、総合的な保全対策が必要です。

市民の声

- 里山の水田地帯でホタルを再生したい。
- 生物多様な空間を減らしてはいけないと思う。
- 小高のカヤ(県指定天然記念物)と内宿自性寺境内のカヤ(市指定天然記念物)の再生をお願いしたい。
- 自然が豊かになり、たくさんの動植物がいる町にしたい。
- どのように貴重種を守っていくか考えてほしい。
- 水鳥や陸鳥がすむ大切な自然を残していきたい。

今後の方向性

豊かで多様な生態系を確保するため、守るべき種を保全し、自然の息吹を感じるまちを目指します。



捕獲したアライグマ

環境施策	市の取組
生物の生息環境の保全	・貴重種をはじめ、多様な植物種を保全するため、植物の生育空間に配慮した森林整備、湖岸整備を推進します。
	・環境保全地域に指定されている社寺林や天然記念物に指定されている巨樹・巨木を保全します。
	・イノシシについて行方市は「拡大防止地域」に指定されており、地域の生態系の維持を図るため、イノシシ捕獲対策を推進します。
	・外来種による在来種への影響などについて把握・周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発します。
	・事業活動や建築、建設事業の際には、生態系に配慮するよう指導します。
	・禁漁区や禁漁時期、移植放流の禁止など、釣りに関するルールの周知とマナーについて啓発します。
	・ペットとともに住みよいまちづくりを目指して、TNR地域猫活動に参加しています。
生物の生息・生育情報及び保全対策の公開	・生物多様性を保全するために、動植物の生息・生育状況について、関係機関等から情報を収集します。
	・市内で確認される生物の生息・生育情報を公表します。
	・生物の生息環境の保全のために、正しい知識や効果的な方法を提供します。

市民の取組

〈生物の生息環境の保全〉

- ・行方市の自然や動植物に関心を持ちます。
- ・公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集しません。
- ・地域の生態系を維持するため、イノシシやアライグマの捕獲対策に協力します。
- ・生態系を保全するため、アメリカナズなど外来種、飼育している動物及び栽培している植物を自然界に放たないようにします。
- ・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。
- ・釣りに関するルールとマナーを守ります。

〈生物の生息・生育情報及び保全対策の公開〉

- ・生物多様性を保全するため、動植物の生息・生育に関する情報提供に協力します。
- ・県や市などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然に配慮した行動を心がけます。

事業者の取組

〈生物の生息環境の保全〉

- ・事業活動における自然環境や生態系への負荷低減を図ります。
- ・工事等にあたっては、野生生物への影響を回避するよう、工法や時期などに配慮します。
- ・農地や山林の持つ保水機能や水源の保全・浄化機能の保持に取り組み、野生生物の生息・生育の保全を図ります。
- ・地域の生態系を維持するため、イノシシやアライグマ捕獲対策に協力します。
- ・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。

〈生物の生息・生育情報及び保全対策の公開〉

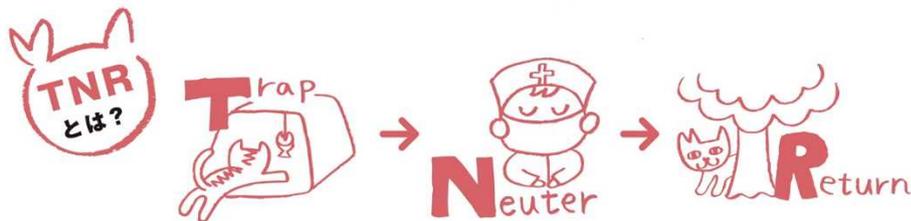
- ・生物多様性を保全するため、動植物の生息・生育に関する情報提供に協力します。
- ・県や市などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然に配慮した行動を心がけます。

 コラム

TNR地域猫活動とは

行方市では、公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこ TNR (Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。



【出典:公益財団法人 どうぶつ基金 HP より】

1.4 自然・歴史・文化環境の調和を図り、ふれあえる環境づくりを目指します

現況

- 霞ヶ浦は、自然公園法により「水郷筑波国定公園」に指定されています。また、開発行為などを規制するため、県により自然環境保全地域が4箇所、緑地環境保全地域が7箇所指定を受けるなど、自然とふれあう場所の環境が守られています。
- 玉造地区の高須崎公園と麻生地区の羽黒山公園、養神台公園及び天王崎公園は水郷筑波国定公園第3種特別地域であり、自然の風景を保護するため、工作物の新築や増改築、木材の伐採、土石の採取などが規制されています。
- 天王崎公園は、茨城百景「水郷麻生」を形成している景勝地で、対岸の浮島の和田岬など霞ヶ浦湖岸を一望できるほか、筑波山を遠望できます。公園内では、グラウンドゴルフなどが楽しめ、湖岸周辺ではヨットや水上バイクなど水上スポーツが行われています。
- 手賀ふれあいの森は、農業用ため池(新池)と、その池を取り巻く斜面林を利用して生活環境保全林として整備された公園です。さくらの森や里山の森などが造成され、自然散策や自然観察に利用されています。
- 虹の塔や親水公園などさまざまな角度から水に親しめる施設があります。
- 天王崎公園と高須崎公園には、松が植栽され、風光明媚な水辺景観を形成しています。霞ヶ浦堤防沿いには桜などが植栽されています。
- 霞ヶ浦の前浜整備事業や北浦のヨシ再生事業により、湖岸景観が向上しています。
- 市では、町内会・商工会・老人会・子ども会等の団体を対象に、花の苗を年2回配布し、公共の場の緑化を通して緑豊かなまちづくりへの意識の向上を図っています。
- 本市は常陸国風土記に登場する地名や神話からも深い歴史に触れることができる町で、市内の各所に貴重な文化財が点在しており、指定文化財は、85件あります。
- 西蓮寺には、国指定重要文化財である仁王門や相輪櫓をはじめ、天然記念物の大イチョウなど数々の貴重な文化財があります。奥に広がる井上山百合の里は、里山管理により、約2万株の山百合が咲き誇る関東随一の山百合の自生地となっています。

課題

- 水郷筑波国定公園の保護管理や市内各所にある自然を活かした公園等の維持管理の促進が必要です。
- 環境保全地域における森林及び散策路の整備が必要です。
- 指定文化財や文化的施設を適切に保護・保全するとともに、地域の歴史や文化に親しむ機会を提供する必要があります。
- 市民が身近にふれあえる緑を増やしていく必要があります。
- 行方市の自然環境や歴史文化を保全するために、エコツーリズムの活性化が必要です。

市民の声

- 自然環境を破壊して開発をするのではなく、豊かな自然を活かしたまちづくりを望む。
- 天王崎公園や虹の塔は、市民のやすらぎの場になっている。市内外からもたくさん遊びに来る空間になるように工夫・改善してほしい。
- 子どもたちを自然の中で遊ばせてあげたい。学校の跡地をアスレチックやキャンプ場にするなど、田舎ならではの有効活用をしてはどうか。
- 祭りや文化をもっとアピールした方が良い。

今後の方向性

歴史・文化の保護・保全を図り、常陸国風土記が伝える自然・歴史・文化環境が調和したエコツーリズムを活性化させ、市民がふれあえる環境づくりを目指します。

環境施策	市の取組
自然を活かした公園等の整備	・水郷筑波国定公園の適切な保護管理を推進します。
	・天王崎公園や高須崎公園など、自然を活かした公園の適切な維持管理を推進します。
	・環境保全地域における森林及び散策路の整備を推進します。
文化遺産の保護・保全	・文化遺産を広く紹介し、文化財保全に関する啓発を強化します。
	・文化財の調査、保全を推進します。
	・文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の紹介などにより、地域の自然・歴史・文化に親しむ機会の拡充を図ります。
エコツーリズムの活性化	・自然環境と文化財を活かした観光やまちづくりを推進し、自然や文化に親しむ機会を提供します。
	・霞ヶ浦の堤防沿いなど水辺や自然散策道の保全・整備・適切な維持管理を推進します。
	・学校や公園など公共の場における緑化を推進します。
	・学校のエコ活動のネットワークを強化します。
	・古代より先人たちから愛され引き継がれてきた『常陸国風土記』の伝承のある地形及び景観を、散策地図や道標等を整備し、歴史文化環境体感空間として提供します。

市民の取組

〈自然を活かした公園等の整備〉

- ・行方市の自然を活かした公園や景勝地、環境保全地域を大切にし、保護・維持管理に協力します。

〈文化遺産の保護・保全〉

- ・行方市の自然や歴史・文化に関心を深め、地域資源を大切にします。
- ・伝統芸能や祭りの継承者(青少年)を育成します。
- ・文化財の保護活動に参加・協力します。
- ・自然・歴史・文化に関する伝統行事やイベント、講座などに参加します。

〈エコツーリズムの活性化〉

- ・エコツーリズムの活性化のため、公共の場の緑化等、地域の美化活動に参加します。
- ・学校で取り組んでいるエコ活動に参加・協力します。

事業者の取組

〈自然を活かした公園等の整備〉

- ・行方市の自然を活かした公園や景勝地、環境保全地域における保護活動や維持管理活動に参加・協力し、自然に親しむ機会の提供に協力します。

〈文化遺産の保護・保全〉

- ・身近な自然や歴史・文化に関心を深め、地域資源を大切にします。
- ・文化財の保護活動に参加・協力します。
- ・自然・歴史・文化に関する伝統行事やイベントに参加し、保存伝承に協力します。

〈エコツーリズムの活性化〉

- ・エコツーリズムの活性化のため、公共の場の緑化等、地域の美化活動に協力します。
- ・学校で取り組んでいるエコ活動に協力します。



天王崎公園

2 生活環境の保全

関連する
SDGs



2.1 水環境を保全し、きれいな水利用を目指します

現況

- 市内の河川は、河川延長が短く、また、河口付近は霞ヶ浦・北浦の水位上昇の影響を受け、滞留しやすい特徴があります。このため、十分な自浄効果が得られないまま霞ヶ浦・北浦に流入したり、霞ヶ浦・北浦で増殖したアオコが流入したりします。
- 霞ヶ浦・北浦は、湖の構造上、元来水質が汚濁しやすいうえに、流域面積及び流域人口がともに県内の1/3を占めることから、生活排水、工場・事業所排水、畜産排水、農地・市街地からの排水の影響を大きく受けることが特徴で、昭和40年代後半から水質汚濁問題を抱えています。
- 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画により流域対策と湖内対策の両面から水質浄化対策の強化が図られています。
- 市内の河川及び湖沼の水質の状況は、国や県が実施する水質調査のほか、市が実施する町田川、手賀川など9河川における水質調査で把握していますが、水質汚濁の指標については、河川では環境基準の達成には変動があり、霞ヶ浦・北浦では環境基準が未達成です。また、富栄養化の指標については、霞ヶ浦・北浦は環境基準が未達成であり、河川は湖水の2倍から10倍の濃度であるため、高い負荷量であると言えます。
- 水質汚濁の要因は、主に生活排水、農地からの流出水などが挙げられます。
- 市内の上水道は、市内全域が給水区域となっており、地下水及び県の浄水(北浦・鰯川を原水とする)が原水です。
- 地下水の水質は、県の調査によると、ひ素と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について環境基準を超過している地区があり、ひ素については自然由来であると推測され、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については生活排水や家畜排せつ物の不適切処理、窒素系肥料の過剰施肥などが原因とされています。
- 生活排水処理人口普及率は59.6%(R2年度末)と約半数で、県平均の86.0%と比較すると低い状況です。
- 霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指すため、令和3年4月1日から霞ヶ浦流域の小規模事業所への排水規制を強化しています。

課題

- 水質浄化対策を進めるため、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画及び小規模事業所の排水規制の推進が必要です。
- 上水道や井戸水の水質を保全するため、水源及び地下水の水質保全対策が必要です。
- 水環境を保全するため、公共水域の水質調査の継続及び結果の公表、水の利用や水循環に関する情報提供が必要です。
- 水環境を保全するため、生活排水や事業活動からの排水や流出水の負荷低減及び適正処理が必要です。

市民の声

- 個人的には家庭からの雑排水に気を付けて、環境に良い洗剤等を使っている。
- 垂れ流しの状態では水辺の環境が良くなるわけがない。
- 霞ヶ浦や北浦をきれいにしてほしい。
- 霞ヶ浦や北浦が再び泳げるくらいにきれいな湖にしたい。全員参加の清掃の企画をたててみてはどうか。
- ハス田の排水対策をお願いしたい。
- 水を汚さないために、家庭でできることを周知、改善実行できるようにする。

今後の方向性

霞ヶ浦・北浦をはじめとした水環境を保全するため、生活排水や事業活動からの排水・流出水対策を強化し、きれいな水利用を目指します。



手賀ふれあいの森

環境施策	市の取組
水環境の監視・調査	・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画及び小規模事業所の排水規制を推進します。
	・河川や地下水など公共水域の水質調査を継続し、水質を監視するとともに、結果の公表や対策の検討につなげます。
	・水の利用や水循環に関する情報を公開します。
	・工場・事業場からの排水を監視し、適切に指導します。
生活排水対策	・公共下水道及び農業集落排水処理区域内における接続を推進するとともに、その他の区域における市設置型浄化槽(高度処理型)の設置を推進します。
	・河川や水路などの水質汚濁防止のため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を含め、個人設置型の浄化槽の適正な維持管理(法定検査や清掃等)を指導します。
	・環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。
工場・事業場の排水対策	・「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」など関係法令に基づき排水基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を推進します。
	・化学物質や油、農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。
	・農地からの流出水や地下浸透水による水質汚濁を防止するため、農薬や肥料の適正・適量使用を推進します。
	・畜産業、養殖業における環境負荷対策を推進します。

市民の取組

〈水環境の監視・調査〉

- ・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の推進に協力します。
- ・水の利用や水循環に関する認識を深め、家庭における生活排水対策を実践します。

〈生活排水対策〉

- ・公共下水道及び農業集落排水処理区域内では速やかに接続し、その他の区域では市設置型の浄化槽(高度処理型)を設置します。
- ・単独浄化槽は、合併浄化槽へ転換するとともに、個人設置型の浄化槽の適正な維持管理(法定検査や清掃等)を行います。
- ・食べ残しは、流しから排出しないように水切りネットなどを使用し、油がついた食器類は油分をふき取ってから洗浄します。
- ・家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選んだり、洗剤の量を減らしたりします。
- ・農薬や肥料は、適正・適量を使用します。

事業者の取組

〈水環境の監視・調査〉

- ・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画及び小規模事業所の排水規制の推進に協力します。
- ・水質汚濁防止法・下水道法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・排水基準を遵守するとともに、水質汚濁物質による環境負荷の低減を図ります。
- ・排水処理施設を適切に維持管理し、工場内排水の適正処理を図ります。

〈工場・事業場の排水対策〉

- ・公共下水道区域内では速やかに接続します。
- ・公共下水道区域外では浄化槽(高度処理型)を設置するとともに、適正に維持管理します。
- ・水質事故や住民等からの苦情には、迅速かつ適正に対応します。
- ・農薬や肥料は、適正・適量を使用します。
- ・畜産排水、養殖業による公共用水域の水質汚濁を防止します。



小規模事業所の排水規制について

小規模事業所については、個々の排水量は少ないものの、その数が多く、県の実態調査では半分以上が排水の基準を超過しており、霞ヶ浦への影響を見過ごすことができない状況です。そこで、茨城県では茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、令和3年4月1日から霞ヶ浦流域の小規模事業所への排水規制を強化しました。霞ヶ浦流域の小規模事業所の皆様に、排水処理を徹底していただくことなどにより、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指します。

小規模事業とは

飲食店やコンビニエンスストアなど、下記の定義にあてはまる全ての事業所です。

霞ヶ浦水質保全条例での定義

- ① 法律・条例^{*}の届出対象のうち、排水量10m³/日未満の全ての工場・事業所
- ② 法律・条例^{*}の届出対象となっていない全ての工場・事業所

^{*}:水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例

主な改正点について

- ① 基準超過に対して、改善命令・排水一次停止命令を発出
- ② 改善命令に従わなかった場合、罰則を適応
- ③ 要件により排水の水質測定を義務化

基準を遵守するために

- ◆トイレや雑排水も含めたお店のすべての事業排水を高度処理型浄化槽等の排水処理施設や下水道、農業集落排水施設に接続していますか。
- ◆排水処理施設を設置している場合、設置者自ら維持管理に責任を持ち、また、浄化槽の場合は浄化槽法で年1回の法定検査が義務付けられています。

2.2 大気環境と音環境を保全し、心地よい空間を目指します

現況

- 市内の大気汚染の状況は、県が実施している一般大気環境の常時監視測定局における連続測定結果により把握しています。近隣の測定局である潮来保健所局の測定結果によると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準に適合していますが、光化学オキシダントについては適合していません。
- 市で令和3年度に短期間測定した大気汚染物質については、近隣市町村の状況とほぼ同様または低い濃度で環境基準に適合していました。
- PM2.5は、近隣(潮来保健所鉾田支所)の測定結果ですが、環境基準を下回っています。
- 工場・事業場の排ガス等については、関係法令に基づき規制しています。
- 市に寄せられる大気関係の苦情や相談には、野焼きによる悪臭や事業活動からの悪臭に關するものが多く、指導をするなどの対応をしています。
- 意識調査では、「空気のきれいさ」に対する満足度は53.8%で、他の環境要素との比較では高い満足度でしたが、子どもの頃の満足度より低下しています。
- 工場や事業場の騒音・振動については、関係法令等に基づき規制しています。
- 航空機騒音については、県が百里飛行場周辺の航空機による騒音について、南原生活改善センター及び竹之埜農村集落センターにおいて環境基準について調査しています。
- 騒音・振動について市に寄せられる苦情は少ないですが、意識調査では、「まちの静けさ(騒音がない)」に対する満足度は45.2%と低く、子どもの頃よりも満足度が低下しています。

課題

- 光化学オキシダントの原因物質の発生源は、工場や自動車、農業や畜産業等であり、原因物質の抑制が必要です。
- 大気環境を保全するため、事業者や市民に対して、さらなる啓発が必要です。
- 音環境の保全のため、自動車騒音や航空機騒音について、測定・監視を継続することが必要です。
- 事業活動から発生する騒音や生活騒音、自動車などの運転による騒音について、モラルの普及啓発が必要です。

市民の声

○家庭ごみの野焼き、農業で使用した肥料袋などの野焼きをしている人がいる。

市民の環境意識を高めてほしい。

○住宅地の近くの田んぼで使用する農薬、肥料等の臭いがひどく、網戸を使用した生活ができない。

今後の方向性

事業活動や自動車の運転などから発生する大気汚染や悪臭、騒音・振動など大気環境と音環境を保全し、心地よい空間を目指します。

環境施策	市の取組
大気環境の保全	・大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
	・工場・事業場等からの排出ガスについては、「大気汚染防止法」などの関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。
	・アイドリングストップなど環境に配慮した運転(エコドライブ)の普及啓発を図ります。
	・低公害車(ハイブリッドカーや電気自動車など)の普及を推進します。
	・公用車に低公害車(ハイブリッドカーや電気自動車など)を導入します。
悪臭対策	・事業活動からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。
	・家庭ごみや農業用ビニールの自家焼却(野焼き)の禁止、浄化槽の適正管理などについて啓発します。
	・廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物から発生する悪臭防止と有効利用を図るため、堆肥化を推進します。
騒音・振動対策	・事業所からの騒音・振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づく公害防止対策を推進します。
	・工場、事業場及び工事現場での作業に対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。
	・生活騒音や自動車・バイクなどの運転に伴う騒音については、モラルの啓発に取り組みます。
	・自動車交通騒音の測定・監視を継続し、実態把握及び対策の検討につなげます。
	・航空機騒音の測定・監視の実施に協力します。

市民の取組

〈大気環境の保全〉

- ・アイドリングストップなどエコドライブを実践します。
- ・車を購入する際は、ハイブリッドカーなどのエコカーを選択します。
- ・近所に出かける際は、自家用車の利用を控えます。
- ・大気を浄化するため、庭やベランダの緑化に協力します。

〈大気環境の保全〉〈悪臭対策〉

- ・大気汚染や悪臭の原因となる野焼きは行いません。

〈悪臭対策〉

- ・浄化槽の適正管理を行うなど、家庭において悪臭が発生しないようにします。

〈騒音・振動対策〉

- ・近所迷惑となる生活騒音は出さないようにします。
- ・自動車の運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音・振動を防止します。

事業者の取組

〈大気環境の保全〉

- ・大気汚染防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・排出基準を遵守するとともに、大気汚染物質による環境負荷の低減を図ります。
- ・アイドリングストップなどエコドライブを実践します。
- ・ハイブリッドカーなどの導入を推進します。

〈大気環境の保全〉〈悪臭対策〉

- ・焼却炉の使用や野焼きの規制を守ります。

〈騒音・振動対策〉

- ・騒音規制法や振動規制法に基づく規制基準を遵守し、事業所における騒音・振動の防止を図ります。
- ・車両は適正に管理し、騒音・振動の防止を徹底します。
- ・工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用をできる限り採用します。
- ・住民等からの苦情については、迅速に対応します。

2.3 有害化学物質による環境対策を強化し、安全・安心なくらしを目指します

現況

- 土壌・地下水汚染対策として、工場や事業場には有害物質を含む排出水の地下浸透を禁止するなどの規制をしています。
- 地盤沈下に関しては、揚水による地盤沈下を防止するため、茨城県条例により届出を義務付けています。
- 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)により、対象化学物質の製造及び使用事業者に対し、排出量等の把握・届出及び情報提供等について義務付けています。
- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉等の特定の施設に対して、排出ガス、排水及び廃棄物処理を厳しく規制しています。
- 大気、水質(河川・地下水)、土壌及び底質のダイオキシン類について測定・監視していますが、山田川の水質についてのみ環境基準が未達成(平成23年度以降)で、過去に使用されていた農薬由来であると推測されています。
- 環境ホルモンについては、河川等公共用水域の調査を継続的に実施し、実態把握に努めています。

課題

- 地盤環境や土壌汚染防止については、関係法令等に基づき引き続き指導していくことが必要です。
- 化学物質による環境対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくとともに、情報の収集及び提供により環境への配慮の意識啓発が必要です。

市民の声

- 危険物(産業廃棄物)の投棄をやめさせてほしい。
- 家庭でのごみの焼却による煙、悪臭、有害物質の放出が心配だ。
- 原発事故による放射能汚染が深刻だと思う。
- 放射能に対する自治体の取組が不明である。

今後の方向性

有害物質に伴う環境汚染対策を強化するとともに、現状や対策、危険性の情報などを市民に提供し、安全・安心なくらしを目指します。

環境施策	市の取組
地盤沈下・ 土壌汚染対策	・地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下を防ぐため、適切な利用について指導及び啓発を行います。
	・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水の地下浸透による土壌汚染を防止するための監視を行います。
	・工場、事業場における土壌汚染防止のための指導や「土壌汚染対策法」を周知します。
有害化学物質の 排出防止対策	・事業者に対し、PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づく化学物質の適正な管理・使用を指導します。
	・農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発を行います。
	・ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報収集及び提供を行い、環境保全意識の啓発を図ります。
放射性物質による 環境汚染対策	・市では水道水等の放射性物質の測定を継続し、公表します。
	・国や県が実施している農水産物等の放射性物質濃度について公表するとともに、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。

市民の取組

〈地盤沈下・土壌汚染対策〉

- ・地下水は、適正に利用します。

〈有害化学物質の排出防止対策〉

- ・有害性の少ない製品を購入・使用します。
- ・環境保全型農業により生産された農作物を購入するようにします。
- ・除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。
- ・野菜や草花を育てるため化学肥料を使用する際は、適正に使用します。
- ・ダイオキシン類の発生を防ぐため、違法な野焼きは行いません。

〈放射性物質による環境汚染対策〉

- ・公共施設における放射線量や食品等の放射性物質の情報等に注意して行動します。

事業者の取組

〈地盤沈下・土壌汚染対策〉

- ・地下水は、適正に利用します。
- ・土壌汚染対策法・PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・輸送・廃棄等にあたっては、適正に管理し、事業所からの土壌汚染防止、その他環境汚染の防止を図ります。

〈有害化学物質の排出防止対策〉

- ・有害化学物質を使用しない工程へ可能な限り変更します。
- ・農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。
- ・焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。

〈放射性物質による環境汚染対策〉

- ・事業資材・製品・廃棄物等の放射線量及び放射性物質濃度を測定し、適正に管理します。

コラム

～ 特定外来生物とは ～

もともと日本には生育、生息してなく、何らかの要因で国内に持ち込まれ野外に定着し、繁殖してしまい日本にもともといた生き物に被害を与えているものを、環境省が特定外来生物と指定し、飼育や野外に放つこと、捕獲して生きたままほかの場所へ移動させることを禁止しています。

霞ヶ浦などでは、ワカサギなど漁業に被害を与えているオオクチバス、ブルーギル、近年個体数が増えてきたアメリカナマズなどがその代表例です。

ナガエツルノゲイトウは水辺で繁殖し水面を覆ってしまうため、船の往来などに影響を与えています。近年、霞ヶ浦周辺での繁殖も目立ってきており、茨城県では除去を進めるなど対策を行っています。道端に生えているオオキンケイギクなども在来の植物の生育の場を奪っています。



アメリカナマズ



ナガエツルノゲイトウ

2.4 みんながマナーを守り、気持ちよく過ごせる環境づくりを目指します

現況

- 市では、ごみ分別カレンダーを全戸配布し、分別の方法、収集日及び行方市環境美化センターの業務時間帯等の周知に努めています。その他、不必要な野焼きの禁止や農業系廃棄物の再利用の推進、不法投棄防止対策により廃棄物の適正処理を図っています。
- 市内における産業廃棄物による不法投棄件数は3件、一般廃棄物による不法投棄件数は44件になります。(令和2年度)
- 市では、不法投棄の未然防止、不法投棄事案の早期解決などを職務とする、行方市環境監視員を設置し、市民の安全及び良好な生活環境の確保に努めています。
- 市では、地域の環境美化の促進を図るため、市民参加の霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦を年2回実施しており、全世帯が参加しています。令和元年度の回収量は10.98tに上りました。
- 市内の複数の環境保全団体や学校活動等において、霞ヶ浦湖畔のごみ、漂着物の清掃活動等を実施しています。
- 意識調査では、地域の身近な環境における不満度の第1位が「ごみの不法投棄」であり、市民が望んでいる環境将来像の第2位が「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」でした。

課題

- 不必要な野焼きや不法投棄を防止するため、廃棄物の適正処理について意識啓発の促進が必要です。
- 市内で行われている環境美化活動を推進するとともに、ごみを捨てられない環境づくりを行っていく必要があります。

市民の声

- ごみのポイ捨てが非常に多いと思う。
- 一人ひとりがマナーを守っていくことがまちの景観を損ねない環境への第一歩ではないかと思う。
- これからも道路や湖岸のごみ拾いはやっていきたい。
- 犬猫の飼い主にふんの始末をもっと厳しくすべき。
- 霞ヶ浦の堤防沿いの土手の草をもう少し頻繁に刈ってほしい。

今後の方向性

廃棄物の適正な排出の指導や不法投棄の防止を強化するとともに、きれいなまちづくりを推進し、みんながマナーを守り、気持ちよく過ごせる環境づくりを目指します。

環境施策	市の取組
廃棄物の適正な排出の指導	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別カレンダーにあるごみの適正な排出の徹底とマナーを周知します。・廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な野焼きを指導します。
不法投棄されない環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙やホームページなどの活用による啓発活動を行います。・行方市環境監視員による不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。・土地所有者(管理者)へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
きれいなまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦をはじめ、環境保全団体や学校などが実施する清掃活動を推進します。・ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発を図ります。・雑草などの繁茂した空き地・空き家の適正な管理を指導します。・天王崎公園など公園や観光地などの利用者へのごみの持ち帰りについて取組を強化します。・道路沿いの雑草を適正に管理し、景観保全とポイ捨て防止を図ります。

コラム

道路維持管理作業補助金

行方市では、行政区が自主的に維持管理作業(行方市管理の道路・側溝・水路等の除草、清掃等)を実施した場合に、補助金(1人500円)を交付しています。申請時には、作業を行った人数、作業風景がわかる写真を必ず添付する必要があります。

- 補助対象事業名:道路等維持管理作業補助金
- 補助対象経費:道路、水路、河川等の維持管理作業に参加した者の賄代
- 補助限度:参加者1人あたり500円

市民の取組

〈廃棄物の適正な排出の指導〉

- ・市が行っている分別収集に従って適正に排出します。

〈不法投棄されない環境づくりの推進〉

- ・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- ・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。

〈きれいなまちづくりの推進〉

- ・「霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦」をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末します。
- ・自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけます。
- ・道路に面した立木・植木が通行の妨げにならないよう適正に管理します。
- ・空き地・空き家など自己の所有地は、適正に管理します。
- ・湖岸や公園、観光地などでは、ごみを持ち帰ります。

事業者の取組

〈廃棄物の適正な排出の指導〉

- ・適正な廃棄物処理業者と契約し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により責任を持って管理します。

〈不法投棄されない環境づくりの推進〉

- ・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- ・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに協力します。

〈きれいなまちづくりの推進〉

- ・「霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦」をはじめ、地域の清掃活動に参加します。
- ・空き地・空き家など自己の所有地は、適正に管理します。


コラム

ごみの野焼きは禁止されています！

廃棄物を「野焼き(野外焼却)」することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。

ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因になるほか、人の健康を害する恐れがあり、市役所へ苦情が多く寄せられています。

さらに、火災につながる危険もあり、周囲の住民に迷惑をかけることとなりますので、絶対にやめましょう。

「不法投棄・野焼き」を見かけたら専用ダイヤルに連絡してください。

0120-536-380 平日 8:30~17:15(受付時間外は、最寄りの警察署へ)



3 地球環境の保全と循環型社会の形成



3.1 一人ひとりの取組を強化し、効果的な地球温暖化対策を目指します

現況

- 国内の温室効果ガス排出量は、12億1,200万t-CO₂(2019年度)です。2013年度の総排出量14億800万t-CO₂と比べて14.0%減少しています。
- 国の温室効果ガスの削減目標は、2030年度までに2013年度比で46%削減を目指します。
- 市では、市の事務事業を対象とした「行方市地球温暖化対策実行計画(事務事業)」により、温室効果ガスの排出抑制に努めています。
- 市では、CO₂削減のための取組として、市民団体と協働で省エネキャンペーンの実施、行方ふれあいまつりなどでの各種環境活動の啓発等を行っています。
- 意識調査では、地球温暖化問題に市民の関心が高く、不安に感じています。
- 本市の自家用乗用車保有台数は90%ですが、意識調査では、CO₂の排出量の削減に寄与するエコドライブを行っている市民の割合が31.5%と低い状況です。
- 再生可能エネルギー利用では、北浦複合団地に代表されるメガソーラーをはじめ、太陽光発電施設が市内各所にみられます。
- オゾン層の破壊については、温室効果ガスの一種でもあるフロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)による規制・指導等を行っています。

課題

- 地球温暖化対策の啓発活動を実施する茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することが必要です。
- 地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出量の削減を目的とした緩和策に加え、地球温暖化による影響に備えた適応策も進めていく必要があります。そのため、市民一人ひとりに対して、緩和や適応のための取組ができるよう、さらなる情報提供が必要です。
- 市民が身近に取り組めるエコドライブの徹底が必要です。
- オゾン層や酸性雨などに係る地球環境保全のための取組の推進が必要です。

市民の声

- CO₂の削減は、森林の管理が大きなカギであり、霞ヶ浦・北浦の水質浄化のみならず、災害対策の一環としても大事である。
- 東日本大震災の経験から、電力の大事さを痛感した。家庭においても、簡単なソーラー設備を行政からの補助で各戸に配置できたら良いと思う。
- エコカー購入の際やソーラーパネル設置の際の補助金を増加してほしい。
- 地球温暖化の影響や将来に向けての不安や問題を具体的に市民に公表して、対策を示すべき。

今後の方向性

CO₂削減に向けた一人ひとりの取組を強化し、地球温暖化や気候変動等に関する情報収集や情報提供を充実させ、効果的な地球温暖化対策や気候変動適応策を目指し、地域の防災・減災力を強化します。

環境施策	市の取組
CO ₂ 削減のための取組の推進	・日常生活において、CO ₂ 削減につながる取組を広報紙やホームページ等で紹介し、市民のライフスタイルの見直しを支援します。
	・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活を推進します。
	・家庭におけるCO ₂ 排出量の把握や製品やサービス購入時のCO ₂ 排出量表示など、CO ₂ 排出量の見える化の活用を促進します。
	・CO ₂ 排出量が少ないエコカーの普及や、CO ₂ 排出量を抑制するエコドライブの普及を促進します。
	・CO ₂ の吸収源となる緑の保全活動を推進します。
	・「行方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を推進します。
省エネルギー、再生可能エネルギー利用の推進	・太陽光発電システム等の設置を推進し、自然エネルギーの活用を推進します。
	・太陽熱温水器や地中熱空調システムなど自然の熱利用を推進します。
	・住宅や事業所におけるエネルギー利用の効率化を推進します。
	・再生可能エネルギーの活用を推進します。
地球温暖化に関する情報収集や適応策の推進	・地球温暖化対策や気候変動適応策に関する情報を入手し、市民に分かりやすく情報を提供します。
	・環境省気候変動適応関東広域協議会から、地域の適応策について情報を収集する。

環境施策	市の取組
地球温暖化に関する情報収集や適応策の推進	・行方市における地球温暖化の影響についての知見・情報を収集し、適応策の検討・実施を進めます。
	・防災訓練やハザードマップの周知を強化し、避難警戒体制の充実を図ります。
	・農業分野において、高温環境下でも品質・収量が確保できる栽培技術等の情報を収集します。
オゾン層や酸性雨に係る地球環境の保全	・廃家電や自動車等からの適正なフロン回収・処理を促進します。
	・事業者に対し、フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)に基づくフロン類の適正な回収・処理・管理を促進します。
	・フロン類を使用していない製品の開発及び使用を推進します。
	・酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスの環境負荷低減を推進します。

市民の取組

〈CO₂削減のための取組の推進〉

- ・日常生活における CO₂ 排出量の把握や製品やサービスの購入時の CO₂ 排出量表示など、CO₂ の見える化を活用し、CO₂ 削減に取り組みます。
- ・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に取り組みます。
- ・CO₂ の吸収源となる緑の保全活動に協力します。
- ・公共施設の利用の際は、行方市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)が推進する省エネに協力します。

〈省エネルギー、再生可能エネルギー利用の推進〉

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを取り入れ、地球温暖化防止につながる電力を利用します。

〈地球温暖化に関する情報収集や適応策の推進〉

- ・地球温暖化対策や気候変動適応策に関する情報を入手し、知識を深め、地球温暖化対策等に取り組みます。
- ・家電の購入や設備の導入の際は、省エネ製品や省エネ設備を選択します。
- ・防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険個所を日頃から確認し、災害時に備えます。

〈オゾン層や酸性雨に係る地球環境の保全〉

- ・家庭用冷蔵庫及びエアコン、カーエアコン搭載の車両を廃棄する際は、適正にフロン類を回収するため、速やかに適切な引き渡しを行います。

事業者の取組

〈CO₂削減のための取組の推進〉

- ・製品やサービスに CO₂ 排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂ の見える化の活用に協力します。
- ・事業活動における CO₂ 排出量を把握し、CO₂ 削減に取り組みます。
- ・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を事業所内に取り入れ、省エネを図ります。
- ・CO₂ の吸収源となる緑の保全活動に協力します。

〈省エネルギー、再生可能エネルギー利用の推進〉

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを取り入れ、地球温暖化防止につながる電力を利用します。
- ・地球温暖化に関する情報を入手し、事業所における地球温暖化対策に取り組みます。
- ・事業所における電化製品の購入や設備の導入の際は、省エネ型を選択します。

〈地球温暖化に関する情報収集や適応策の推進〉

- ・防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険個所を日頃から確認し、災害時に備えます。

〈オゾン層や酸性雨に係る地球環境の保全〉

- ・可能な限り、脱フロン型の生産体制を整備します。
- ・フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)に基づき、フロン類の適正な回収・処理・管理を図ります。
- ・酸性雨の原因物質である工場や自動車からの排出ガスによる環境負荷低減を図ります。

3.2 4Rに取り組み、循環型社会の形成を目指します

現況

- 「市ごみ処理基本計画」に基づき、循環型社会の構築に向け、ごみの排出抑制、再資源化の促進、円滑なごみ収集及び処理体制の整備に取り組んでいます。
- 本市における一般廃棄物(生活系・事業系)は、行方市環境美化センターに搬入後、紙類の資源ごみを除き、リサイクル施設で中間処理等を行い、資源化は民間委託し、焼却処理及び焼却残渣の埋立処分は行方市環境美化センターで行っています。
- 一般廃棄物の総排出量は、減少傾向で推移していますが、1人1日当たりのごみ排出量は増えています。
- 行方市環境美化センターのごみ焼却施設は、平成12年2月から稼働しており、今後経年的な劣化に伴う処理能力の低下を考慮した場合、ごみの減量化による焼却処理量の減量や新たな処理システムの構築等の対策が必要であると考えられます。
- 市では、ごみの減量及び再資源化に向けて、「生ごみ処理容器等購入補助金」や「資源ごみ集団回収団体奨励金」の交付を行うとともに、行方市分別収集計画を推進しています。
- ごみの減量化を図るため、平成17年度から指定ごみ袋の有料化を行っています。
- 一般廃棄物のリサイクルは、不燃物等からの金属類、アルミ・スチール缶、ペットボトル、電池・蛍光灯類、ガラス、紙類の6品目を回収し資源化しています。資源化率は5.7%(令和2年度)です。
- 行方市環境美化センターでは、搬入ごみの中から再使用可能なものを修理し、希望者に無償提供する再利用(リユース)を推進しています。
- 平成27年度から、家電量販店及び市施設にて使用済み小型家電品の回収を行い、再資源化を推進しています。
- 令和2年度から古着・古布のリサイクルを始めました。
- フードロス削減の普及啓発として「手前どり」を推進しています。
- 行方市社会福祉協議会ではフードバンクの推進をしています。

課題

- 循環型社会の形成に向けて、ごみの排出量の抑制や分別の徹底など4Rについての啓発が必要です。
- 資源化率を上げるためには、バイオマス資源など新たな資源ごみの品目追加、焼却残渣の資源化などの検討が必要です。

市民の声

- 分別方法が他の自治体に比べ大まかな気がする。細分化すべきである。
- ごみ出しの場所が遠い。
- ごみの減量化のため、ごみ袋を値上げすべき。

今後の方向性

4Rについて、市民の意識向上を図るとともに、4Rの強化に取り組み、循環型社会の形成を目指します。

環境施策	市の取組
ごみの発生抑制と減量化の推進 <small>リデュース</small> (Reduce)	・ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、ごみの排出量の削減を推進します。
	・生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。
	・使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意識啓発を行います。
	・製品及び製品等の出荷の際は、梱包(包装)の簡素化を推進します。
再利用の推進 <small>リユース</small> (Reuse)	・物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再利用を推進します。
	・古着や古物は、フリーマーケット等を活用し再利用を促進します。
再資源化の推進 <small>リサイクル</small> (Recycle)	・「容器包装リサイクル法」などにに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。
	・「小型家電リサイクル法」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話などの回収を行い、レアメタルの再資源化を推進します。
	・廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物の有効利用を図るため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを推進します。
	・市内で発生する稲わらや落ち葉、間伐材などを有効利用するリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。
発生回避の推進 <small>リフューズ</small> (Refuse)	・ごみになるものを家庭に持ち込まないことや不必要なものは買わないこと。断ることを推進します。
	・必要なものや量を計画的に購入するようにして、必要以上に買わないことを推進します。
	・レジ袋や過剰包装を断るなど、使い捨ての生活スタイルを見直すことを推進します。

環境施策	市の取組
4Rの総合的な推進	・行方市一般廃棄物処理基本計画を推進し、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。
	・ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、4Rについてごみ分別カレンダー等で市民の意識向上を図ります。
	・市民が利用しやすい行方市環境美化センターの運営を推進します。
	・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。
	・フードロスを削減する取組として、スーパーなどでの手前取りを促進します。

市民の取組

〈ごみの発生抑制と減量化の推進(Reduce)と発生回避の推進(Refuse)〉

- ・市が行っている分別収集に従って適正に排出します。
- ・エコクッキングを心がけ、調理の過程や食べ残しでの廃棄分を減らします。
- ・生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。
- ・買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- ・過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。
- ・使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。
- ・洗剤や調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。
- ・使い捨ての生活スタイルを見直します。

〈再利用の推進(Reuse)〉

- ・物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再利用を心がけます。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。

〈再資源化の推進(Recycle)〉

- ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。
- ・不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。
- ・農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。

〈4Rの総合的な推進〉

- ・市が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、4Rに取り組みます。
- ・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を心がけます。
- ・捨てる前に「行方市 ごみ分別カレンダー」を確認します。
- ・スーパーなどでは、積極的に商品棚の手前にある商品の購入を心がけます。
- ・家庭から発生するフードロスを減らすための取組を心がけます。

事業者の取組

〈ごみの発生抑制と減量化の推進(Reduce)と発生回避の推進(Refuse)〉

- ・ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制を図ります。
- ・簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に取り組みます。
- ・使い捨てではなく、可能な限り繰り返し使用できる製品の製造・販売・使用に取り組みます。
- ・製品等の出荷の際は、過剰梱包(包装)を控えます。
- ・販売店などでは、使い捨てレジ袋の削減のため、マイバッグ持参を促進します。
- ・製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化を図ります。
- ・事務用品、備品などは、ごみの排出が少ない製品を購入します。

〈再利用の推進(Reuse)〉

- ・インクの切れたボールペンの芯の取り換えや使わなくなったファイルの再利用、コピー用紙の裏紙使用など、事務用品の再利用に取り組みます。
- ・商品やサービスに影響のない物品について、中古品の購入を検討します。
- ・冷却水の循環利用など、事業活動において再利用可能な工程を導入します。

〈再資源化の推進(Recycle)〉

- ・事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- ・製品等について、受け入れの際は、梱包(包装)の簡素化を依頼し、納品の際は、梱包(包装)の簡素化を図ります。
- ・食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に取り組みます。
- ・農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。
- ・刈り取った草などは堆肥化するなど有効利用します。

〈4Rの総合的な推進〉

- ・市が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、4Rに取り組みます。
- ・エコマークやグリーンマーク商品などグリーン購入を推進します。
- ・フードロス削減を市と連携し推進します。

4 環境保全活動の推進



4.1 環境について学び教え合う、環境意識づくりを目指します

現況

- 環境保全行方市民会議において、省エネキャンペーンや児童環境科学セミナーの開催などにより、市民の環境に対する意識啓発や環境保全活動の支援を行っています。
- 小中学校では、環境美化活動を通じた環境教育や農業体験など地域特性を利用した環境教育、省エネ・節電への取組を通じた環境教育、河川の水質調査など調べ学習を通じた環境教育など学校単位で特色ある環境教育が行われています。
- 市内には、環境活動を行う「こどもエコクラブ」の登録がない状況です。
- 市民団体による環境学習では、北浦水質レスキュー隊連絡会議において、北浦周辺に暮らす住民を対象とした北浦水質の観察調査、野鳥観察等を行っています。
- 行方市家庭排水浄化推進協議会においては、水質浄化キャンペーンや節電キャンペーンの実施など環境全般に対する意識の向上を図っています。
- 中学生を対象とした意識調査では、環境問題への関心は高いものの、環境学習会や保全活動に対する参加意欲は低い状況でした。一方、成人を対象とした意識調査では、環境を良くするための行政への要望の第1位が環境教育・環境学習の充実でした。

課題

- 市民が環境について学ぶ機会を増やすことや各種イベントにて実施する啓発内容の充実を図るとともに、環境学習会に参加しやすいスタイルの検討が必要です。
- 子どもたちによる環境活動を広めるため、「こどもエコクラブ」への登録やクラブの会員拡大が必要です。
- 市民が環境について幅広い知識を得るために、市が行う出前講座などで、環境に関する講義内容の充実を図ることが必要です。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が行う地球温暖化防止に向けた啓発活動や学習会の強化が必要です。
- 市民が市の環境の現況を把握するために、環境調査の結果等について、ホームページや広報紙で公表し、情報提供することが必要です。

市民の声

- 学校教育を通して、子どもたちに継続的に環境問題について伝えていくことが一番大切だと思う。その中で、地域、家庭が協力し、連携が取れば市全体でレベルの高い取組ができると思う。
- 環境問題についての情報は、一般の市民には行き届きにくい状態にあると思う。行政側の啓発に頼らざるを得ない。
- 「自分だけやっても無駄ではないのか」といった意識を無くして、一人ひとりが環境問題について考えていくことが大切であると思う。

今後の方向性

市民への環境学習と子どもたちへの環境教育を推進するとともに、環境情報の収集及び提供の充実を図り、環境について学び教え合う、環境意識づくりを目指します。

環境施策	市の取組
市民への 環境学習の推進	・自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習会を開催します。
	・市民が率先して環境学習に取り組めるよう、環境に関する出前講座を実施します。
	・市内で行われるイベントなどで環境に関わる啓発を行います。
	・参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。
	・環境保全行方市民会議において、省エネキャンペーンなどを実施し、環境意識の啓発を図ります。
子どもたちへの 環境教育の推進	・小中学校での環境に関する学習活動を支援します。
	・子ども会やスポーツ少年団など子どもが属する団体で、環境教育のための活動を支援します。
	・子どもたちによる環境活動を広めるため、「こどもエコクラブ」への登録や登録クラブへの参加を促進します。
	・環境に関する絵画や標語など作品のコンクールを行います。
	・環境保全行方市民会議において、児童環境科学セミナーを開催します。
環境情報の 収集及び提供	・市の環境に関する調査データ等を広報紙やホームページ等で公表するとともに、これらの活用を増やします。
	・県内外の環境学習に役立つ情報を収集し、広報紙やホームページなどで市民や事業者へ広く情報を提供します。
	・環境関連図書や資料等、環境情報の充実を図ります。
	・霞ヶ浦環境科学センターなどで開催している市民や事業者がさまざまな視点で交流が図れる環境フォーラムなどの情報を提供し、積極的な参加を促進します。

市民の取組

〈市民への環境学習の推進〉

- ・各種イベントで環境に関する情報を積極的に入手します。
- ・自然観察会や環境学習会、環境フォーラムなどに参加し、環境について学習します。

〈子どもたちへの環境教育の推進〉

- ・子ども会やスポーツ少年団などでは、環境教育に役立つ行事を取り入れます。
- ・「こどもエコクラブ」に登録し、地域の環境保全活動や自然観察会などに計画的に取り組めます。
- ・環境に関する絵画や標語など作品のコンクールに応募します。
- ・児童環境科学セミナーに参加します。

〈環境情報の収集及び提供〉

- ・市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- ・環境関連図書や資料等で環境情報を入手します。
- ・環境フォーラムなどの情報を入手します。

事業者の取組

〈市民への環境学習の推進〉

- ・市内で行われるイベントで、環境に関わる啓発活動を行います。

〈子どもたちへの環境教育の推進〉

- ・環境教育にも活用できるよう、職場見学を受け入れます。

〈環境情報の収集及び提供〉

- ・市が公表する環境情報を入手し、事業所内での環境教育に活用します。
- ・市が行う環境イベントや地域で実施される環境学習会等に積極的に参加・協力します。
- ・事業所内の環境活動をPRしていきます。
- ・市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
- ・環境フォーラムなどの情報を入手します。

4.2 一人ひとりが環境と向き合い、活動の環^わが広がるまちを目指します

現況

- 市では、地域の環境美化の促進を図るため、「霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦」を年2回実施しており、全世帯が参加している状況です。
- 市内各所で、市民団体や事業所従業員による環境保全活動が行われています。
- 市内の事業所では、ISO14001などの環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境保全活動に取り組んでいる企業もあります。
- 市では、町内会・商工会・老人会・子ども会等の団体を対象に、花の苗を年2回配布し、公共の場の緑化を通して緑豊かなまちづくりへの意識の向上を図っています。
- 森林環境税及び森林環境譲与税を活用し、荒廃している里山保全の活動を市民と協働で行い、自然環境の保護に努めています。
- 意識調査では、環境保全に対する市民の意識の高さへの満足度が17.8%と低いものでした。

課題

- 地域の力をさらに活用するために、市民、事業者及び関係団体などが連携し、協働で環境保全活動を推進していくための仕組みが必要です。
- 市民や団体、事業者が積極的に実践している環境活動を紹介する機会を増やし、活動の普及・啓発を強化することが必要です。
- 水郷筑波国定公園を中心としたエコツーリズムを推進するために、自然観察会等で保全地の案内を行うためのガイドや適切な保全活動を指導するリーダーを育成することが必要です。
- 地域の文化や伝統行事を継承するための継承者の育成が必要です。
- 事業活動において、環境マネジメントシステムを導入するなど、環境保全活動の推進状況の見える化が必要です。
- 市民や学校、各種団体が行う環境保全に関する活動を支援する必要があります。

市民の声

- 環境保全の取組として、他のイベントとセットにして行ってはどうか。
- 環境活動を行うとポイントが付く環境ポイントカードのようなものを作ってみてはどうか。
- 市民の声を取り込み、自治会による地域活動と行政が同じ方向性で対策を進める。
- 市民・事業者・行政が協力して環境保全を進める。

今後の方向性

環境保全活動の普及・啓発、環境保全活動のリーダーの育成、各種活動の支援の充実を強化し、一人ひとりが環境と向き合い、活動の環が広がるまちを目指します。

環境施策	市の取組
環境保全活動の普及・啓発	・市民、事業者及び関係団体が連携し、協働で環境保全活動を推進していくための組織づくりを行います。
	・環境保全活動を積極的に行っている市民や市民団体、事業者を市のイベントや広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発を行います。
	・市民が気軽に参加できる環境活動メニューを整備し、情報メール一斉配信サービスなどを利用して参加を呼びかけます。
	・事業活動による環境への負荷低減のため、環境マネジメントシステムなどを導入している事業者を紹介します。
環境保全活動リーダーの育成	・自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー(指導員)を育成します。
	・地域の文化や伝統行事を継承するため、継承者の育成を支援します。
環境保全活動の支援	・市民や学校、事業所等が行う環境保全に関する活動の支援を行います。
	・環境保全団体(環境ボランティア団体)等が行う環境保全に関する活動の支援を行います。

市民の取組

〈環境保全活動の普及・啓発〉

- ・市・市民・事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に参加・協力します。
- ・市のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている市民や市民団体、事業者の情報を入手し、取組の参考にします。
- ・情報メールサービスに登録するなどし、市が提供する環境活動メニューを取得し、参加・協力します。

〈環境保全活動リーダーの育成〉

- ・自然観察会や環境学習会等のガイドや環境保全活動のリーダー(指導員)を目指します。
- ・地域の文化や伝統行事の継承に協力します。

〈環境保全活動の支援〉

- ・積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ・学校や子ども会、町内会、環境ボランティア団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の取組

〈環境保全活動の普及・啓発〉

- ・市・市民・事業者が協働で環境保全活動を推進していくための組織に積極的に参加・協力します。
- ・環境に関する自社の取組や事業活動における環境負荷などの情報を可能な範囲で公開します。
- ・市のイベントや広報紙などで、環境保全活動を積極的に行っている市民や市民団体、事業者の情報を入手し、取組の参考にします。
- ・環境マネジメントシステムの導入など、環境保全に向けた推進活動の見える化を図ります。

〈環境保全活動リーダーの育成〉

- ・地域の文化や伝統行事の継承に参加・協力します。

〈環境保全活動の支援〉

- ・事業活動において、積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ・市内で行われる環境保全活動に参加・協力します。